

# [シンポジウム討論]

## 総合コメント

金田章裕

### 1. シンポジウムの目的

「地域文化遺産としての歴史的景観—その保存と活用に関する歴史地理学からの提言」が、このシンポジウムに設定された課題である。

オーガナイザーの趣意書によれば、「歴史地理学」は、「過去の景観や地域空間のシステムと機能を論じながらも、現代につながる問題意識を共有してきた」が、「歴史地理学の従来研究成果に対し、一般社会の評価や認知度は、残念ながら必ずしも高くなく」、歴史地理学の「研究者側からの社会的発信も活発であったとは言いがたい」という認識を基本として、この課題が設定された。

趣意書は続けて、1960年代からの「歴史的町並み保存運動」、1990年代からの「近代化遺産や産業遺産」等への建築学界の取り組みに言及し、歴史地理学は、「出遅れたというよりも、その学術研究活動についての社会的アピールが不足していたと言うべきであろう」としている。さらに、2003年7月の「美しい国づくり政策大綱」、翌年6月の景観法の制定、ユネスコの世界遺産条約における「文化的景観」の取り扱いにも言及している。

前者は、「数々の成果を挙げ」てきた他学界との比較において歴史地理学の姿勢を顧みるものであり、後者は、景観が重要な行政的課題ともなっていることの確認とでも表現してよいであろう。

その上で、「歴史的景観は、個別の地域において、それぞれの自然環境のもとで社会環

境とも深く関連しつつ、地域社会の人々が営々と築き上げてきた、地域に根ざす文化遺産である」とし、「地域文化遺産としての歴史的景観が消滅しつつある」今、「歴史的景観を主要な対象の一つとして長年にわたって研究成果を積み重ねてきた歴史地理学界にとって」、その「社会的な認知度をようやく正当なレベルに高める機会が到来したといえる」、という認識を表明している。

つまり、歴史地理学の研究対象としての「歴史的景観」と、今や社会的・行政的課題ともなった「歴史的景観」への歴史地理学界の取り組み、を問題としているのであり、本コメントとしては、この2点を中心に論じたい。

ただその前に、最後段の認識について言及しておきたい。果して、「歴史地理学界にとって」、その「社会的な認知度をようやく正当なレベルに高める機会が到来した」のであろうか。

実は従来も、歴史地理学の個々の研究成果には、隣接ないし関連の分野においても注目・評価され、ひいては社会的な評価や関心にも結びついた例が少なくなかった。要するに研究成果の評価は、その成果の内容如何であり、必ずしも「社会的アピールが不足していた」ことにすべてが由来するわけではない。研究成果は、本来、ディシプリンの中で評価、ついで隣接ないし関連分野での評価を得るのが必然である。それを乗り越えての「社会的アピール」は不可能ではないにしても、「社会的アピール」そのものが目的とな

るようでは、やはり一種の捻じれといわざるをえない。

研究は、その目的・方法・データ・論理・意義が明確で、独創的な価値があれば、当該分野のみならず必然的に隣接・関連分野にも評価され、社会的インパクトにも結びつくものとするのは、余りに楽観的であろうか。

問題は、この目的・方法・データ・論理・意義がどこまで十分に認識され、どこまで貫徹しているか否かであろう。不十分であれば、評価を期待するほうに無理がある。特に、分野内の報告書のようなサーキュレーションの範囲が限られており、かつ目的や意義が明示的ではないものは、例外は当然あるものの、一般に評価の機会は少なくなる。趣意書にいう「社会的アピール」がこの点にかかわるのであれば、まさしくそのとおりである。

その上で、社会的発信のためには、当該分野のみならず、隣接・関連分野の評価が得られるような内実を備えた研究成果を創出することが基本的な要件であることを再確認すべきであろう。

## 2. 歴史的景観と文化的景観および文化景観

趣意書は、歴史的景観を「地域に根ざす文化遺産」とし、それを「地域文化遺産」とも表現している。歴史的景観の語は、かつて藤岡謙二郎によって多用されたように<sup>1)</sup>、歴史地理学においては比較的耳慣れた表現である。ところが、これを例えばダービー(H. C. Darby)が歴史地理学の研究対象として列挙した、過去の地理(past geography)、景観変遷(changing landscape)、現在における過去(past in the present)、地理的变化(geographical change)のいずれかに相当するのか<sup>2)</sup>、それには含まれないのか、といった検討がまず必要ではないのであろうか。「地域文化遺産」としての歴史的景観ということであれば、ダービーの「現在における過去」に含まれる

ことになろうが、そうであるとすれば、その視点を改めて確認しておくべきであろう。

この点は後に再述することにしたいが、同時に「文化遺産」の語が、ユネスコの世界遺産条約に由来するものであることも、当然のことながら想起しておく必要がある。世界遺産(world heritage)の文化遺産(cultural heritage)には1992年以来、文化的景観(cultural landscape)がその登録基準の一つに加えられており、この基準との関連についての整理も必要である<sup>3)</sup>。

そもそも、景観を久しく研究対象としてきた地理学では、文化景観が cultural landscape および Kulturlandschaft に対応する用語であった。当然のことながら、文化景観は自然景観に対置される概念であり、人間が関与して形成された景観のすべてを意味するものである。

一方、世界遺産としての登録基準の一つの文化的景観、およびその定義を踏まえて規定された文化財保護法が対象とする文化財の一つとしての文化的景観は、いずれも文化の「真正性(authenticity)」を示すもの、「価値の高いもの」であり、登録対象・保護対象として適切なものである。学術的用語として概念の明確な文化景観との間の混乱を回避することが、「文化景観」でなく「文化的景観」の用語を選択した一つの理由であった<sup>4)</sup>。

さらに、文化的景観を文化財に加えた文化財保護法の改正は、景観法の制定と軸を一にしていた。景観法は、「良好な景観は、現在及び将来における国民の共通の資産」と規定し、「良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動との調和により形成される」としており、この定義は正しく、問題があるわけではない。ただ、景観法が対象としているのは「良好な景観」であり、時に単に「景観」として、それを意味している場合さえある。つまり、前述の文化的景観と同一の方向性を有しているのである。

この文脈からすれば、趣意書にある「地域文化遺産」と規定された歴史的景観もまた、文化的景観と同方向の価値付けをなされたものに限定されることを余儀なくされる。とはいえ、両者の異同は本シンポジウムでも明示的に説明されているわけではない。

シンポジウムは、次の5報告とコメントと位置づけられた5小報告からなる。

- ①古代宮都と周辺景観の保全（木原克司）
- ②輪中地域の景観保存（伊藤安男）
- ③「文化的景観」の形成と保全・活用をめぐる課題（関戸明子）

コメント① 城下町における都市の景観復元に関する課題（中西和子）

コメント② 鉄穴流しに由来する中国山地・臨海平野の景観変容とその今日的意義（貞方昇）

- ④ヨーロッパにおける文化景観保全制度による地域変容（伊藤徹哉）

コメント③ スペインにおける地域主義と都市景観保全（栗原尚子）

- ⑤日本での世界文化遺産登録と課題（上野邦一）

コメント④ 佐原の重要伝統的建造物群保存地区における都市再生の取り組みと水郷地域の景観保全（小林裕美）

コメント⑤ 京都府における文化的景観保護の取り組みについて（原田三壽）

以上のタイトルからも知られるように、使用されている用語は多様であり、歴史的景観の語はどの報告にも使用されていない。本大会で配布された予稿集によれば、②・③・コメント⑤が文化的景観を扱い、コメント②は「人の手で作り出された自然景観」という表現を用いている。これらのほかに、文化景観、まちづくり、文化遺産、重要伝統的建造物群保存地区、景観復元、都市景観などが課題ないし、キーワードとなっている。

これらの用語自体について、先の指摘以上の検討をする余裕はないが、「社会的アピー

ル」を目的とするのであれば、用語やその概念が明示的で明確である事がひとつの要件となろう。

### 3. 社会的・行政的課題への貢献の可能性

文化的景観が社会的・行政的課題となっていることはすでに述べた。歴史地理学がその研究成果によって、この課題に貢献しうる可能性について検討してみたい。歴史地理学における個々の研究成果が、その独創性や説明力の高さなど、研究成果の内容によって隣接・関連の研究分野からも評価され、ひいては社会的・行政的課題にも貢献するというのが、すでに述べたように本来の形である。ここではもう少し範囲を広げ、具体的な過程を想定してみたい。

まず、文化財としての文化的景観の行政的な取扱いの過程を想定してみたい。おそらくは次のような過程をたどって、重要文化的景観としての「選定」の「申し出」をすることになる。

- (1) ある地域の文化景観ないし歴史的景観が、文化財としての文化的景観として重要ないし意義の高いものであることの証明ないし説明をする。
- (2) その重要性ないし意義を、それに関わる住民に説明し、住民・地権者・自治体などの理解と賛同を得る。
- (3) 地元自治体が、景観法にもとづく景観行政団体となって委任条例と景観計画を策定し、文化的景観の保護のための方策を決定する。
- (4) 以上の結果をもって、重要文化的景観としての選定の申し出を行う。

この過程において歴史地理学研究者ないしその研究成果がどのような関与ないし貢献が可能であるかを考えてみたい。

最も重要であると思われるのは(1)の過程であり、歴史地理学のすぐれた研究成果がすでに存在すれば、当然それが重要な意義を

有することになり、十分な社会的認知を得ることになる。先に述べた基本は、この点に大きく関わる。直接的な成果が存在しない場合であっても、歴史地理学が文化景観ないし歴史的景観研究一般に重要な役割を果たした実績があれば、その研究者がこの過程に関わるよう期待されることになる。

(1) の過程ではまた、改めて報告書ないし報告・計画案を作成・策定することになる可能性が高い。同じく文化的景観ないし歴史的景観であるとしても、具体的対象によって当然構成は異なるが、学際的な報告書となるのが必然的方向である。歴史地理学研究者がこれに参画し、関連分野と伍して、一定の貢献をなしうるかどうかが重要である。とりわけ、この報告書は、目的ないしニーズが極めて明確であり、先に言及したような用語の概念の整理も含め、それに対応することが必要となる。

(2) の過程においても、研究者が果たすべき役割は多い。とりわけ文化的景観の場合、対象は日常の生活ないし生業に関わる家やその他の建造物、田畠などの農地や森林、川・池・湖やその岸辺、といったものである。文化的景観としてのその意義の説明が適確になされる事が不可欠であり、その位置づけは研究上の成果と不可分にかかわる。

(3)・(4) は制度上の手続きであり、(3) は自治体の所管部局や首長、そして議会が最終的に決定することであるが、(1)・(2) の結果をもって官僚・議員の理解を得ることが前提であり、審議会・委員会等の場でやはり研究者が関与する必要がある。(4) にもまた、審議会・委員会・調査会等の形で研究者が関わる事が不可欠である。

行政的課題への貢献を意識するとすれば、以上のような過程への貢献・関与の形をとらざるを得ないこととなる。繰り返しになるがその基本はやはり研究成果の意義であり、(1) への貢献の可能性である。文化的景観の

場合、(1)～(4) の全体的構造への歴史地理学の貢献については、すでにその可能性は大きく開いている。肝要なのは個々の研究成果の意義とその有効性である。

また、社会的課題として、行政的課題へと展開するために、あるいはその修正・変更をもたらすための貢献という形もありうることはいうまでもない。この場合は、研究者として、ないし研究成果自体が、より直接的な形で社会的課題に立ち向うこととなる。研究成果の意義とその有効性はもとより、研究者としての個々の姿勢が、ここではより強く問われることになる。例えば研究の結果、ある景観を「地域文化遺産」であると認定したとして、そこに関わって生活している人々に対して、それをどう説明し、どうすべきと考えるか、という課題に研究者自体が対応することが求められることになる。

とりわけ文化的景観の場合、貴重な美術・工芸品や歴史資料のような有形文化財や史跡・名勝・天然記念物といった古典的文化財とは異なり、現在の人々の生活と強く結び付いているのである。この意味で、現状を変えずに保存することを主旨とした古典的文化財とは異なり、文化的景観はきわめて動的である。人々の生活を無視して景観を固定することは不可能に近い。地域の動態を研究対象としてきた地理学が何らかの貢献が可能かどうかも重要な点である。

#### 4. 歴史地理学的景観研究の視角

貢献あるいは有効性という用語を多用してきたが、その検討に入る前に、歴史地理学における景観研究をふり返ってみたい。

歴史地理学の研究対象の一つとして、ダービーが景観変遷をあげていることはすでに述べた。ダービーが列挙した4つの対象のそれぞれについて、プリンス (H. Prince)<sup>5)</sup> とベーカー (A. Baker)<sup>6)</sup> による視角の細分化が行われたことも繰り返すまでもない。ダービーは

フェンランド (Fenland) を事例とした一連の景観変遷研究においては、エコロジカルな視点も含めた有機的な議論を展開する<sup>7)</sup> 一方で、新・旧2冊の『イングランド歴史地理』<sup>8)</sup> を編纂するに際し、「薄いクロスセクション」、具体的には特定の年次についての復元的記述と、その間を結ぶ叙述的記述を組み合わせる方法を採用するに至った<sup>9)</sup>。

一方、藤岡謙二郎は、時間幅を広くとったクロスセクションを「厚みのある時の断面」と名づけた<sup>10)</sup>。これが日本の歴史地理学に広く受け入れられることとなったことも周知のところである。

ダービーの手法は、11世紀の特定の時期の詳細なデータとなるドゥームズデーブック (Domesday Book) の存在という、恵まれた条件を基礎としたものではあったが、方法論的には科学的厳密性を確保する方向性の強いものであった。しかし一方で、ドゥームズデーブックの1086年という年次や、1333年、1500年、1800年といった薄いクロスセクションの設定とその間の変化の叙述は、景観変遷の記述にとっての重要な年次や要素を必ずしも十分に位置付けることができるとは限らない、という弱点を伴うものであった。

これに対して、藤岡の「厚みのある時の断面」は、日本史・考古学等の隣接分野の成果を反映し易く、また、重要な年次や要素に十分な配慮をする事ができる点で有効な視角である。しかしこれも一方で、典型的には、古代・中世・近世といった時代区分に準じた厚みを設定することが多く、同時に存在するとは限らない複数の要素の混在を見逃すような不完全性やあいまいさを残し易いという弱点を伴うものでもあった<sup>11)</sup>。

景観変遷に対する彼我の二つの視角と記述法の特性の長短を超えるべく、筆者は文脈論的な景観史の手法を提唱し、その実践を進めている。それは、個々の景観要素の復原や分析を可能な限り精緻に進め、一方でそれらの

発生・持続・変遷・消滅といった状況、ならびに相互のコンテクスチュアルな関係性を重視して、個別的・分裂的な状況に陥ることを避けようとする視角である<sup>12)</sup>。

景観研究は、このような方法論的試みと、何よりも個別的・学際的な分析の進展によって大きく進展してきたとあってよいであろう。例えば、筆者が関与してきた条里研究においても、7世紀に起源と完成型を想定し、その崩壊・変遷の過程の進行のみを前提とするという初期の段階からすれば、その成立過程と要因、多様なあり方とその機能ならびにその変遷の実態が明らかになった現在の条里研究の段階は、全く異なったレベルに至っているといってもよい<sup>13)</sup>。静態的な想定段階から、動態的な実体の究明の段階への展開とでも表現しうることもなろう。

景観研究のもう一方の進展は、前述のプリンスやベイカーの指摘に表れているように、かつての研究における、現実の世界と想像ないし認識の世界との混同がもたらした混乱を克服しつつある点にもある。例えば、古代・中世荘園の研究において、それらを表現した古地図類の分析が進み、現実・制度と認識上の景観を識別しうる可能性が増大し、研究の大きな進展に結び付いたような例<sup>14)</sup> を想起することができよう。

以上のように、確かに景観研究は進展した。その結果が社会的・行政的課題に関わって援用され、貢献している場合もあるが、この点については次にもう少し言及したい。

## 5. 研究成果の社会的貢献と有効性

歴史地理学研究者による、独創性の高い研究成果が関連の分野における評価を得、ひいてはさらに社会的・行政的課題に貢献するという形が本来の、かつ理想的な形であることはすでに繰り返して述べてきた。すぐれた研究成果は、必ずしも社会的貢献や有効性を意識しているわけではないし、多くの場合、結果

としてそうなっているに過ぎない。

ところが、景観に関するすぐれた研究成果は、景観ないし景観要素に対する説明力が高く、それが現代社会の景観理解に必要とされることが多いのである。しかも、この需要は文化的景観ないし歴史的景観について、とりわけ大きい。

文化的景観が、現在の人々の生活と直結した形で存在する動的なものであることや、歴史的景観がダービーのいう「現在における過去」に含まれることはすでに述べた。つまり、両者の概念はいずれも現在において存在する事象が対象であり、少なくとも現在を含む概念である。一方で、歴史地理学の景観研究、とりわけ景観変遷の研究は、より精緻に時期の特定を行う方向へと展開してきた。つまり、科学性と厳密性を重視することが研究の大きな要件であった。

このための各種資料の分析は、同時期の一次資料によるのが最も理想的であるが、さもなくば遡及的 (retrogressive) に分析を進めることになる。例えば、明治初期の地籍図の地筆の形態や地目の分析によって、中世の市町や律令の条里プランの復原をするような手法であり、これ自体の研究上の有効性は高く、また広く採用されてきた方法である。つまり、歴史地理学の方法論ないし視角として、理論的には極めて合理性の高いものである。記述法や起源への関心、あるいは変遷過程の説明基礎としても、有効な視角である。

ところが、歴史的景観や文化的景観が強く現在を意識したものであることは前述の如くである。景観変遷についての説明力が高ければ、必ずしもこのことを意識していないとしても、研究成果の有効性は結果として高い。しかし、文化的景観や歴史的景観の概念の特性を十分に理解し、その説明を意図するとすれば、社会的有効性がさらに高まることになる。遡及的方法を採用しつつも、その上で現

在の理解を進める視角を遡及還元的 (retrospective) 視角と名付けるとすれば<sup>15)</sup>、これが文化的景観や歴史的景観の概念に最も接近した視角である。

実は、藤岡の歴史的景観や景観変遷史法の見解は、現在を視野に入れたものであり、遡及還元的であった<sup>16)</sup>。この視角は、方法論的に複雑な形とならざるをえず、結果的には、循環論的なあいまいさに結び付いたり、方法論的に無限定な形に陥る可能性が高い。しかし、歴史的景観あるいは文化的景観といった現在の景観への強い関心にかかわる社会的・行政的課題からすれば、この視角は、実践的に極めて有用なものとなる。この方向を突き詰めるとすれば、一次資料による復原や分析、遡及的な方法による分析、薄いクロスセクションとクロスセクション間の説明的な記述、ないし「厚みのある時の断面」の記述、さらには「景観史」の視角まで、すべてが歴史的景観あるいは文化的景観の説明に動員されることとなる。

社会的・行政的課題に応じ、それに貢献すべく、有効性を発揮しようとするならば、ここまでを視野に含める必要があることになる。そのためには、概念あるいは用語の説明も明確でわかり易いことが求められる。歴史地理学の研究成果の多くは、この視角を有していないか、全くその準備がない。この点に限って言えば、本シンポジウムの報告の多くもそうである。

筆者は、この準備をすることを必ず求めるという立場を採るものではない。すぐれた、つまり独創的で説明力の高い研究成果を生み出すことこそが本来の形である、との立場に立っていることを改めて強調しておきたい。

その上でもなお、研究成果の発表に際しては、これらの方向性をも認識した上での立場の選択が必要であると思われる。少なくとも、この視角を意識し、論理の方向性を明示し、議論を詰めることは、研究の完成への重

要な過程であり、研究のあり方を害するものではない。その上で初めて、歴史地理学の分野における評価はもとより、隣接・関連の分野と議論をし、あるいはそれらからの評価を得ることが可能になり、社会的・行政的課題への貢献も可能となろう。

(京都大学文学研究科)

〔注〕

- 1) 藤岡謙二郎『歴史的景観の美』, 河原書店, 1965, など。
- 2) Darby, H. C., “Historical geography”, in H. P. R. Finberg ed. *Approach to History*, University of Toronto Press, 1962.
- 3) 金田章裕 「文化的景観とは何か」, 文化遺産の世界15, 2005。  
金田章裕 「文化的景観の概念と意義」, 季刊まちづくり11, 2006。
- 4) 金田, 前掲3)
- 5) Prince, H., “Real, imagined and abstract world of the past”, *Progress in Geography* 3, 1971.
- 6) Baker, A., “Rethinking historical geography”, in A. Baker ed., *Progress in Historical Geography*, David & Chales, 1972.
- 7) Darby, H. C., *The Draining of the Fens*, Cambridge University Press, 1956. など。
- 8) Darby, H. C. ed., *An Historical Geography of England before 1800*, Cambridge University Press, 1936.
- 9) Darby, H. C. ed., *A New Historical Geography of England*, Cambridge University Press, 1973.
- 10) 藤岡謙二郎『先史地域及び都市域の研究』, 柳原書店, 1955.
- 11) Kinda, A., “Some traditions and methodologies of Japanese historical geography”, *Journal of Historical Geography* 23-1, 1977。  
金田章裕『古代景観史の探究』, 吉川弘文館, 2002。
- 12) 金田, 前掲11)
- 13) 金田章裕 「条里制・古代都市研究の20年」, 条里制・古代都市研究20, 2004。  
金田章裕 『『条里制』研究から何が見えるかー景観史構築への道程ー』 (水内俊雄編『シリーズ人文地理 8 歴史と空間』, 朝倉書店, 2006)。
- 14) 葛川絵図研究会編『絵図のコスモロジー』上・下, 地人書房, 1988・1989。  
金田章裕ほか3名編『日本古代荘園図』, 東京大学出版会, 1996。
- 15) 金田, 前掲11)
- 16) 金田, 前掲11)

General Comments on the Symposium

KINDA Akihiro (Kyoto University)